

## 第8回鹿児島市景観審議会 会議録

開催日時	平成25年1月31日（木） 13時10分～17時30分
開催場所	磯地区（現地視察）、市役所東別館9階 特別小会議室
出席者	委員5人 事務局6人
（委員）	井上委員（会長）、木方委員（副会長）、岩田委員、下原委員、江崎委員
（事務局）	欠席：金本委員、岡田委員 都市計画部長、都市景観課長、主幹、他3名
会議の概要	
1 開会	<p>■事務局による審議会成立の報告</p> <p>本日の出席委員は、7人中5人の過半数であり、鹿児島市景観審議会規則第3条第2項に基づき、審議会は成立しているとの報告を行った。</p> <p>■議事録署名委員の指名</p> <p>会長による第8回鹿児島市景観審議会の開催宣言ののち、会議録署名委員として、岩田委員と江崎委員を指名。</p>
2 議事	<p>（1）議事</p> <p>意見交換「鹿児島市磯地区景観計画骨子案について」</p> <p>■主な意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画の区域について、異人館・仙巖園エリアの海側は、風致地区の区域に準じて国道10号から150mの位置となっているが、磯街道エリアも同様の考え方で設定することを検討してもらいたい。</li> <li>・異人館・仙巖園エリアという名称については、どちらが主たるものかと考えると、「仙巖園・異人館エリア」の方が望ましいと思われるので検討してもらいたい。</li> <li>・良好な景観の形成に関する方針について、両エリアに共通として、確認地点からの眺望景観に限らず、「回遊することで地区の魅力が感じられる景観づくり」「回遊性の向上につながる景観づくり」を目指すという趣旨の表現を検討してもらいたい。また、磯街道エリアの方針に記載されている「都市機能」という表現は、そのエリアの目指すべき景観にそぐわない、また、表現として大げさ過ぎるので、もう少し表現を和らげ、実態に近いものとするのを検討してもらいたい。</li> <li>・異人館・仙巖園エリアでは、建築物の最高高さを13mとしているが、歴史的建造物などについては適用を受けない例外規定を検討してもらいたい。</li> <li>・磯街道エリアの屋根形状は、地上階数3を超える建築物について、小屋根を設けることで陸</li> </ul>

屋根を可能としているが、建築物の階数、高さに係らず、原則、勾配屋根とし、一定の条件を満たすものに限り陸屋根を許容するものとして欲しい。ただし、陸屋根を許容する例外規定を設けるとしても、地上階数が4または高さ13mを超える建築物とすることを検討してもらいたい。

- ・鳥越（確認地点）からの眺望確保範囲内において「ただし、現存する工作物で、錦江湾に突出しているものについて、建替等を行う場合は、建替え前の規模以下とする」となっているが、原則、景観形成基準を遵守することとし、止むを得ない場合に限り建替え前の規模以下とする基準を検討してもらいたい。

- ・開発行為等の景観形成基準の中で、「行為の範囲内に現存する石垣等については、やむを得ない場合を除き、保全し活用を図ることを基本とする」とあるが、やむを得ない場合においても撤去は最小限にとどめる等の基準を検討してもらいたい。